

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と生活の調和を図り、いきいきと働くことができる就労条件・職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 2023年4月1日～2026年3月31日までの3年間
- 2 内容

目標1：計画期間内の育児に関する制度の取得状況を男性社員20%、女性社員100%を目指す。

【詳細】

- ・男性社員：計画期間内に育児に関する休暇、勤務制度（配偶者出産休暇、看護休暇、養育休暇、育児・介護勤務）の利用率20%を目指す。
- ・女性社員：計画期間内に育児休職取得率100%を維持する。

【対策】

- ・社内情報誌での制度周知を行う。
- ・管理者研修で、管理者に向けた制度利用の理解促進を行う。

目標2：年次有給休暇の平均取得率を90%以上とする。

【対策】

- ・年間5日取得義務の再周知を行う。
- ・業務の平準化や作業手順の見直し等による個人負担の軽減を進める。